

基調講演一 『公文書を語る　〜今、公文書が危ない〜』

高野 修

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただいた高野です。私の出身は福島県です。そういうことで、たまに田舎の言葉が出てきて聞きづらいいところがあるかもしれませんが、ご勘弁いただきたいと思います。

まず、なぜ私がここにいるのかということ。藤沢の場合は図書館としやかんと言うのですが、それを立ち上げた張本人だということ。私が藤沢で図書館を立ち上げたときは、公文書法という法律はなかったのです。そういう基本的な、図書館法とか博物館法はあるのですが、残念なことに、日本には図書館あるいは公文書館を立ち上げるための法律がなかったのです。法律がないと、行政は、なかなか「うん」と言わないのです。それを「うん」と言わせなければならぬのです。

考えてみると、かれこれ、四十年まではならないけれども、昭和で申し上げますと、昭和四十七年、一九七二年に私は文書館構想をぶち上げました。それは、ちょうどそのときに、藤沢で革新首長が誕生したのです。その革新首長の目玉として、市民に、公文書、つまり行政資料を公開す

る、つまりガラス張りの行政を行うということで、政策の一つの中に入っていたのです。言葉では簡単なのです。ガラス張りの行政をするということは格好がいいのです。しかし、それを具体的にどういうふうに生かすのかということ、だれも職員でやり手がない。私の職歴のところを書いてありますように、当時、図書館にいたのです。そのときに、図書館のあり方、いわゆる図書館行政について、当時の図書館の運営委員長をしていたのが後に市長になった葉山と言うのですが、彼と私が真つ向から対立をしまして、つまり、市長が主張したのはいわゆる貸し出し文庫なのです。ところが、私は、図書館というのは本来そういうものではないということ、二人の間に対立が起こり、委員長だった人が市長になったわけですから、当然、藤沢で図書館行政をやるということ。そうすると、図書館に私がいたのでは市長がやろうとしている政策ができないということ。私が飛ばされたわけです。飛ばされていった先が、歴史編さん室、市史編さん室なのです。

そして、私はちょうど八月一日に市史編さん室に飛ばさ

れたのですが、八月三十日には文書館構想をぶち上げたわけです。ですから、三十日あったか、ないかぐらいのときに、急にそういうことを言い出したのです。そこでまたいろいろ対立があったわけですが、結果としては、市民資料室という、市民のためにガラス張りの行政を行う、それも私が担当するという条件つきで市史編さんと市民資料室を兼務したわけです。

ところが、実際に市民資料室というのは、考えてみると、今で言うところの情報公開制度のはしりなのです。その日に市長が決裁した決裁文書は市民に公開するという斬新的な規則をつくったわけです。これが市の中で喧々囂々いろいろたたかれたのですが、結果として市民資料室が開設されました。ですから、私が八月一日に図書館から市史編さん室に異動になって、その年の十二月十日ごろに市民資料室を立ち上げたわけです。

そこで、市民資料室を立ち上げて感じたことは、公文書というのはいかにずさんな管理であったかということをごまざまざと知ることになったわけです。これは、全国の自治体の全部が全部とは言わないけれども、ここ札幌の場合にはどうでしょうか。公文書を保存するための書庫は一応あるのです。ところが、実際に書庫の中に入って自分が見たい資料を探すとすると、これは並大抵ではないのですね。

藤沢の場合で申し上げますと、運がよくて大体一時間ぐらいかかるのです。運が悪いと半日かかってもなかなか見つからないという状態です。自分の見たい公文書がどこにあるのか、それはわからない。しかも、公文書というのは、書庫から持ち出し自由なのです。本当は自由ではないのです。ちゃんと大学ノートがぶら下がってしまって、それに書き込んで持ち出すということになっているのです。しかし、そのノートを見ますと、だれも書いていないのです。

だれも書いていないのだから何で自分だけが書かなければならないのかということ、だれも書かないのです。いつの間にか、公文書は書庫の中から出ていくわけです。出ていったということ、戻ってくることはめつたにないということです。実際に私が市史編さんに参りましたら、市史編さん室自体に、公文書は永年保存文書ですけども、それが山と積んであるのです。これはどうしたのかと聞いたら、いや、書庫から持ってきたのだけれども、返すのが面倒だからそこに置いてあると言うわけです。それで済んでしまっているわけです。

そういうような行政における公文書の管理・保存についてのあり方は、やはり問題なのではないかと思えます。実際に市民資料室を担当して、市民の方々から資料が見たいという要請があったときに、ちょっとお待ちくださいと言っ

て書庫に行つて、一時間も二時間もお待ちくださいとは言えないですよ。だから、これは何とかしなければならぬのではないかというのが、私が最初に公文書保存のあり方に対して疑問に思つた点です。

もう一つ、市史編さん室で驚いたことは、市史編さん室が悪いのではないのですよ、文書課から、あした公文書を廃棄するから立ち会つてくれということなのです。それは、文書取り扱い規定の中で、文書を廃棄するに当たつては、市史編さん室が立ち会ふということになっているのです。そして、必要なものをそこから抜き出すということです。

これは、永年保存文書ではなくて、一〇年保存文書以下です。藤沢の場合ですと、一年、五年、一〇年、そして永年となつていますが、永年は別にしましても、一〇年未満の文書については、一応、形の上では市史編さん室が見て廃棄するということが、必要なものは市史編さん室がとつて、要らないものは全部廃棄してしまうということになっていたので。ところが、文書課から電話がかかってくるのは前の日です。あした廃棄するということ。しかし、急に言われたつて、しかも書庫に入つて膨大にある資料をその中からどういふふうを選ぶかという、これは並みの仕事ではないのです。結果としては、翌日、業者が二トットラックでとりに来るわけですが、勝手に積んでいっ

てしまうのですね。その中で、結局、文書課から言わせれば、一応は市史編さん室が立ち会つた上で、必要なものはそこで抜き取られている、つまり保存されている、だから、廃棄したものは正当な手段で廃棄したのだという大義名分は立つわけですね。結局、そういうことがずつと行われてきていたのです。私は、それにまた疑問を持つたわけですが、目の前で資料がどんどんトラックに山と積まれていくわけです。それをただ眺めているだけです。私は、文書課の人間も立ち会つているのですが、ばかばかしくなつて、もうやめた、きょうは帰ると言つて放棄したことがあります。

そういったことが藤沢で実際に行われていたということです。これは何とか考えなければいけないのではないかと思つたわけです。同時に、市史編さんで、地域の方々から資料をお借りしているのですね。基本的には、マイクロをとつて、原資料(古文書)はお返しするというのが建前ですし、実際にそのようにしていただけていますが、個人のお宅にお返しする段階になつて、所蔵者の方々から、市の方で持つていつてくれたから、うちの方に返されても困るといふことです。

というのは、ちょうど昭和四十年代の後半から五十年代の初めにかけて、いわゆる藤沢近辺ですと、家を建てかえ

ているという家がどんどんふえたのです。昔は、土蔵とか、文書庫を持っておられた家も、そういったものをみんな壊してしまっているのです。そして、編さん室で一〇年も預かっていれば、自分の家の資料（史料）なんだという思いはないわけです。でも、一応、こちら側はお借りしているのだからということでお返しに上がるのです。そうすると、現実問題としては、それを収蔵しておく場所はもうなくなつた、だから、何とか市の方で保存してもらえないかという要望が結構多くなりました。つまり市史編さんの方からするならば、単にマイクロだけでなく原文書（史料）がおあずかりできるということは大変メリットがあるわけです。

では、何とかしなければならぬということから、一つは公文書を保存しなければならぬということと、もう一つは、そうした市史編さんで集まった資・史料をいかに保存していくのかということとで文書館を立ち上げたわけです。

ところが、私はそのときに、はっきり申し上げますけれども、今言われているところの公文書館、いわゆるアーカイブスという考え方がなかったのです。つまり、私はよく知らなかったのです。唯一、私が考えたころには、山口県と埼玉県、公文書館と名のつくものは東京都の公文書館がありました。あとはみんな資料館か史料館という名前であつたのです。残念なことに、今日的な公文書館法

が言っているような考え方は私の頭になかった。ただ、しゃにむに、何とか資・史料を保存するための施設をつくらなければならぬという思いから立ち上げたわけです。

そして、先ほど申し上げましたように、立ち上げるまで一カ月ですから、一カ月の間に私なりに理論武装をしまして、市当局と渡り合つて話をしたわけです。結果としては、文書館を立ち上げることができたのですが、文書館を立ち上げると同時に、ここに問題を感じたのです。

恐らく、全国で藤沢だけかもしれません。それは、役所で作成されている公文書（現用文書）がありますね。現在まだ役所で使われている文書のことです。それも、すべて文書館の管理下に置いたということです。これは、考えてみると奇抜な考えかもしれません。でも、その当時、全国の資・史料館あるいは文書館、公文書館を見て歩いたのですが、ほとんどは廃棄された公文書を受け入れているのです。つまり、保存年限が切れた公文書を公文書館なり文書館なりで受け入れているのです。不要となつた公文書を集めているのです。本来やらなければならないことは、まさに今使われている公文書から全部、「揺りかごから墓場まで」全部を一つの施設で扱うのがベターなのではないかと考えたわけです。当時の行政側から言えば大変飛躍した考え方もありません。まして、文書管理をしているのは文

書課の仕事なのです。文書課というのは、レジュメにも書きました、大体において、行政の中でも割合といいポジションにあるのです。大体は総務部に属しているのです。文書課長というのは、俗な言い方をすると出世コースです。つまり、総務部長になる前に文書課長になっている。そういうことで、やはり文書というのは行政の中では位置づけられているわけです。

ところが、よくよく考えてみると、私が藤沢市に入ったのは二八歳のときですが、最初の講習会でびっくりしたことがあるのです。それは、文書課長が来て、文書の作成について説明するのです。公文書はこういうふうに作成するのだ、公文書用語みたいなものがあるらしいのです。お役所用語みたいなものがあって、こういうふうに作成しなさいということを教えてください。そして、そこで大変面白いセリフを聞いたのです。それは、「行政というのは「文書に始まって文書に終わる」のだということです。ところが、よくよく考えてみると、「文書に終わる」というその文書が完結した後の文書はどうなるのかということについての保存について、つまり管理、保存については具体的な説明が一つもなかった記憶があります。これが、役所に入ったときに、どこか頭のところにひっかかっていたのです。文書を作成するのは理解できた、それがどういうよ

うな意味を持つてくるのかもわかった、しかし、具体的に終わった後の文書はどうなるのかという墓場の話はなかったのです。私は、そのような疑問をずっと持ち続けていました。だから、文書の管理についても、藤沢の公文書については、いわゆる生まれた段階から墓場まで全部一貫して面倒を見ましようということ。これを言ったときには、文書課長が怒って、大変だった。結局は間に市長が入って、私も言い出した以上は、いかに藤沢市の文書管理が駄目だったかということをし上げたわけです。これは、職員として本当はタブーなのです。他課のことを余り言ってはいけないのです。ところが、私の性格として思っていることを市長の前で全部申し上げたのです。すると、間に助役が入りまして、君、本当にちゃんとできるのかねと言われました。私に任せてくれるのならあつという間にしてあげます、こう言ったのです。そこで見えを切ったのはいいのですけれども、実際に文書をどういうふう整理していいかわからないのです。これは、文書館を立ち上げたときに最も苦労したことでもあります。

見えを切ったのだけれども、実際に文書をどう保存するのか、どの文書を保存すべきなのか、そこで私が考えたのは、たまたま編さん室に近現代史を専門にした職員がいたのです。その二人に頼んだわけです。もう一人は、近現代

史だけではあれだからということで近世を担当していた職員を加え、その三人に公文書を保存する方法について勉強してくれ、そして一日も早く結論を出してほしいということをお願いしました。ところが、そこまではよかったのですが、連中は、何を勘違いしたのか、当時、わが国に近代の、つまり公文書も含めた近代史の資・史料を整理する学問的に体系づけられたものはまだできていなかったのです。それで、アメリカのシュレンバークの『モダンアーカイブス』という本があります。これは、国立公文書館を立ち上げるときに、当時の専門の先生方でしょうか、一部それを翻訳はしているのです。多分、国立公文書館を立ち上げるときも参考にされたのだらうと思います。私も、それを取り寄せて、見ました。私がそれを翻訳して勉強している時間はなかったのです、三人にお任せしたのです。ところが、待てど暮らせど結論が出てこないのです。私から言わせると、本一冊を翻訳するのはしんどいかもしれないけれども、要点だけはわかるだらうということ、大分議論をしたわけです。ところが、朝から晩まで部屋に閉じこもって、『モダンアーカイブス』をもとにしての勉強会を三人でやっているわけです。ところが、どんどん公文書が渦高く書庫と事務所に積まれていくわけです。

これを何とかしなければならぬ、それで私はその三人

に宣告をしたわけです。近日中に結論を出してくれ、出してくれない場合には私の考えている方法で処理するからということ宣言したわけです。そうしますと、三人は、高野の奴は専制君主である、とんでもねえ男だというようなことで、方々に私を非難する文書を発送したり、あるいは藤沢市文書館に理解のある先生方のところをお訪ねして、訴えて歩いたようです。私はそういうことを一向に気にしなかったのです。そして、私は、ただただひたすら、いずれにしても市長との約束がありますから、一日も早く公文書をきちんと整理しなければなりません。ところが、先ほど申しましたように、私も公文書保存についての知識が乏しいわけですから、結局、一番いい方法はと考えたのは、すべての課を周って歩いたのです。実を言うと三年かかったのです。

なぜそんなにかかったのかというと、当時、まだ市史編さんが完結していなかったのです。市史編さんの業務もありました。それから、私は市民資料室の仕事もやっていたわけです。そういうことで、いろいろ抱えていたので、各課を周って歩く時間がなかなかとれなかった、それで時間がかかったのです。結果としては、今考えてみると、それがいい思い出になりました。これは、いわゆる文書館を立ち上げたときに一番最初にぶつかる問題は、資史料をどう

保存し、不要文書をどう廃棄するのかということを決めることなのです。つまり、評価、選別ということをきちんと最初にやっておかなければならなかったのです。しかし、私はそういう考えが全くなく、欠落していました。ただ、つくれば何とかなるだろうということで突っ走ってしまっただけですから、結果としては、つげが来ました。

各課の業務について、またその結果作成された公文書の役割も含めて、保存の必要性について、そこからの文書を実際に作成している職員、担当者との間で話し合いができたことはよかったです。

これは、文書館を開設したときに、市の職員も文書館ってどんな機能を持つのかということを知らないわけです。その意味でお互いに理解を深め合うことができたのです。

笑い話ですけど、埼玉県文書館に森田さんという方が当時おられました。副館長クラスでした。その方が藤沢市文書館に視察に見えたのです。駅前の交番で、文書館ってどこですかと尋ねたら、そんな旅館はないと言われたのです。お巡りさんは、「館（やかた）」とつくから旅館だと勘違いしちゃったのです。だから、市役所のそばにそんな旅館はないよと言われたそうです。一般の市民の理解はその程度だったのです。まして、市の職員だって、どこまで文書館が理解されていたのかというのは、当時はわかりま

せんでした。だから、できるならば、文書館に公文書を渡したならば、いつ公開されるかわからない。何でも文書館に行ってみると山となっているよというわけです。しかも格好のいいことを言ったけれども、何も手つかずにいるという訳です。

そこで、二年目ぐらいにまた市長から呼ばれて、お前、おかしんじゃないか、何と云ったんだ、あつという間に、たちどころに資料が見れると言ったじゃないかと、ほかの職員からも大分苦情が来ている。何とかしろと。私は、その事情を説明いたしました。実は、こういうことでおくれたのだということです。確かに、私は、たちどころに公開できるようにすると約束をしたけれども、実は、どの課の文書がどうなっているのかという把握もできていなかった、今、各課に伺って評価選別について検討しているのであと一年欲しいと。一年たったら大丈夫だねと言うから、任せてくださいということ、三年間の余裕を持ちました。

その結果として、三年間経過したときに、アツと驚く為五郎ではないですけども、文書がたちどころに整理し、利用出来るようになりました。今まで、先ほど申しましたように、市の書庫に入って、運がよくて一時間、悪ければ半日かかって資料を探していたのが、少なくとも文書館に電話をかけていただいて、こういう公文書を見たいと言わ

れば、その職員が文書館に到着するときには資料がちやんと出ている、出せるという状態にしたわけです。これは評判がよかったのです。自分のところに置いておくよりも文書館に預けた方がいいということになったわけです。それで、今まで自分の課に隠しておいたものまで出してくるようになった、そういうことがあります。

今は笑いながら話ができますが、当時は大変でした。

そして、結局、三人の職員は結論を出しませんでした。つまり、私のすべての課を回って歩く、そして私のつくった文書の取り扱い、評価、選別ということが、一応、文書館としては採用になったのです。結論から言うと、三人は、もう高野と一緒に仕事ができないと言ってやめていったという経緯があります。つまり、連中からすれば、文書館という砦をつくって、大学の研究機関のような感覚だったのではないかと思うのです。文書館は研究機関ではないのです。資料を保存するところ、つまり資料をきちんと整理して、専門家であろうが、市民の方であろうが、だれもが来て自由に利用できる場、そういう方々の利用をお手伝いをする、それが本来の文書館の職員のあり方だろうと思います。ところが、自分が公文書なり歴史資料を使って、それをもとに論文を書く、そういう足場にしていくという考え方が当時の藤沢の文書館の職員の中にあつたということ

だろうと思うのです。

ですから、驚いたのは、自分たちは資料をどういふふう整理するかということを考えるから、実際に資料を整理するための職員をパートでもいいから助手を雇ってほしいと言ってきたことがあります。考えられますか。僕は、あきれて物も言えなかつたのですが、まず、自分で汗を流して資料をきちんと整理する、それが職員の仕事だろうと思うのですけれども、そうではないのです。汗を流すことはパートの人で、自分たちは、その整理方法を考えると言うわけです。何様だと言いたくなるのですが、藤沢が文書館を立ち上げた当時の全体的な資料館とか文書館、そういう機関に対する一部の研究者の中にも僕から言わせれば思いますがみたくない考え方があつたのではないかと思います。私は、それに断固一人で立ち向かつたわけです。どんなにすばらしく立派な施設でも、そこで働く職員の質の問題は大変重要だと思っております。資料保存のために、本当に自分の身を投げて汗を流して資料整理ができるか、できないかということだろうと思います。

そういうことが立ち上げた当時の一つ大きな私の課題でした。オープンする前に、やはり評価、選別というものをきちんとつくっておく、そういう体制が、今、札幌では求められているのではないかと思います。あるいは、もう既



にできているのかもしれない。私は事情がよくわかりませんが、勝手なことを言っていますが、できているのなら問題ないと思います。でも、この問題は必ず直面します。もう一つ、私が失敗した例を申し上げましょう。

それは、中間庫です。中間庫と言ってもぴんとこないかもしれませんが、公文書というのは、ある意味で、公開を前提にして作成されていくわけです。そして時間の経過によって公開されるものなのです。しかも膨大な量です。そして、年間、文書館に持ち込まれる資料の量は驚くほどであります。年間、私が文書館長をしていたとき、廃棄文書としてどうしても出てくるわけですが、それが約二〇ト近くあります。二〇トというと大変なものです。今は、紙ではなくてデジタル化されているから、紙が大分減ってはおります。しかし、そういう膨大な資料が文書館に持ち込まれるわけです。いわゆる移管されてくるわけです。そういうものを一時的に保管しておく場所が必要なのです。幸いなことに、札幌の場合には、この建物が公文書館になるのだということですから、部屋がいっぱいあるから、その点は問題ないだろうと思えますけれども、私のところはそうではなかったのです。私のところは、もともと国の登記所の跡だったのです。その登記所というのは、土地は藤沢市の土地で、建物は国のものだったわけです。ところ

が、そこが雨漏りするからということで、登記所が引っ越しをしたわけです。文書館を立ち上げるときに、市長は、あと二、三年待てば新しい、立派な施設をつくってあげようということで設計図までつくったのです。これは、「藤沢市史研究 四」に載っておりますが、これは明治大学の圭室文雄教授の同僚である川嶋忠さんという設計士の先生がおられて、その方をお願いして文書館の設計図をつくったのです。市長はそれをつくってくれる、二、三年待てということだったのです。だから、それを聞いていれば別の問題なかったのではありませんけれども、私は、市長なんていうのはその場限りで適当なこと言うからね、格好のいいことを。いつ心変わりしないとも限らない。だから、二、三年たつて、その次に当選する可能性だつてないじゃないですか。だから、そういう人の言うことを私は信用できないのです。だから、今つくるって言うのだったから今つくってもらおうということ。その方が責任のとれる任期中に文書館を立ち上げなければだめだと私は思ったのです。

そこで、一番いいのは、どこかにそういう建物があれば一番いいわけですが、幸いなことに、今話したように登記所が移転した。ところが、その登記所の事務所は雨漏りするのです。だから引っ越しをしたわけです。それは市長も知っているの、あそこは雨漏りする。だから、そのと

きに私が言ったのは、いわゆる登記簿を保存するための書庫があるのです。さすが登記所だけあって、これは立派なものです。雨に濡れたら困るということで書庫だけは立派でした。そこで、私は市長にこう言ったのです。「公文書というものは、永久に残さなければならぬものだ、そのためには、登記所の書庫はすばらしい、そこで働く我々職員というのは言わば消耗品だ、せいぜい生きたつて百年と生きられないのだから、そのところで十分だ」と。こう言ったら、市長もあきれ返つたのでしょね、そこでよければいいだろうということになりました。ただ、登記所は、その建物を壊して、更地にして藤沢市に戻すということだったので。だから、建物を使えるということではまずいのです。建物が使えるのならば、登記所がわざわざ別なところに建物をつくる意味もなくなつてしまふわけです。だから、使えないということが一つの条件だつたわけです。お役人の頭はこの程度なのです。

結果としては、藤沢市が建物を買収することになりまして、七万五〇〇〇円で買った、七万四〇〇〇円だったかな、一九七四年で、最後の数字の語呂合わせで買収した記憶があります。最初は登記所も「うん」と言わなかったのです。そこで、私は、当時、朝日新聞の記者と親しくしていただきましたので、朝日新聞に記事を書かせてしまったので

す。藤沢市は、旧登記所の跡を文書館として利用することに決まったという記事を朝日新聞の地方版に書いてしまったのです。それで、登記所の方も、にわかには黙っているわけにはいなくなつて、藤沢市と交渉に入つて、具体的には横浜にある国の管財課との交渉によつて解決したわけです。だから、登記所の後ですから狭いのですね。ところが、幸いなことに、藤沢市は新館をつくりました。その新館をつくつたときに、地下の部分全部を書庫にしてみました。最初はです。そして、そこに現用文書、中間庫ですね。最初は中間庫ではなくて、管財課が物入れとして使つていたのですが、私の方で中間庫がなくて困るということで、結局、管財に出ていただいて、その後、今、中間庫として使つているわけです。これは建物が狭いところだつたということですね。

いずれにしても、限られた予算、限られた職員、この職員は、札幌はどうでしょうか、藤沢の文書館は正規の職員が八人でスタートしたのです。そのほかに、嘱託が五、六人いました。ところが、正規の職員が、事情があつて退職した場合、その穴埋めが正規の職員ではなくなるのです。そして、嘱託の職員になつていくのです。いずれにしても、正規の職員をとらないのです。それが大変苦しいですね。やはり、そこで働く職員の身分が保障されなければ

ばならない、保障されて初めてそれなりの仕事ができるのです。ところが、残念なことに、今、藤沢の場合には、正規の職員は四人じゃないでしょうか、半分ぐらいです。あとは全部が嘱託に切りかえられています。これは嘆かわしいと思うのです。ですから、最初が肝心です。札幌市はこれからスタートをするわけですから、それなりの人員を保障していただかないと仕事ができないと思います。

そんなことで、公文書にかかわるということでいろいろ申し上げました。本来は、私のレジユメに沿った形で話を申し上げるべきかと思いますが、勝手なことを申し上げてしまいました。

本日私は、「公文書が危ない」ということで、新聞記事をつけ加えております。これは、先月、九月三十日の朝日新聞です。皆さんにお配りしたのは、社会面に載っている記事です。そして、その日の一面には、こういう記事が載っております。一面の方は大きいのですが、文書のない理由、これは例の沖繩の密約の資料であります。私は、これを見たときに、物すごくいらしたわけです。またやったのかと思いました。ちょうど田中角栄がロッキード事件で捕まったときもそうです。日本には、あの田中角栄を裁くための資料はなかったのです。アメリカのナショナルアーカイブスでもって資料が公開されて、初めて裁判になったわ

けです。これは、世界に対する日本の恥です。

ところが、日本の国家公務員というのは、これを恥と思わないのかどうか。そして、だれも責任をとらないのです。皆さんはどう思いますか。お役所は、ハンコ行政というものです。印鑑を押さえるでしょう。あれは何のために押さえるかわかりますか。あれはだれも責任をとらないためのハンコなのです。私から言わせると、そういうことだと思えます。新聞で報道された公文書もハンコが押されていたはずですよ。しかし、それに対して追求されないのです。ないものは仕方がねえじゃねえか、冗談じゃないよ、あつた物をなぜなくしたのか、自分たちに都合の悪いものはみんないことにしてしまうのです。日本人の悪いところですね。臭い物には蓋をするということですよ。そして、人のうわさも七五日、その間は我慢すればそのうち忘れられるよ、それで日本の行政がずーっと行われてきたのです。でも、考えてみてください。

公文書というのは、私がレジユメに書いたように、証拠物件なのです。我々が生きていくために、最低限度、公文書によって保障されているわけでしょう。保障されている証拠物件を平気でなくしてしまう、そんなことってあっていいんでしょうか。私は、公文書というのは、まさにその地域の記憶装置だと言っているのです。公文書をきちんと

保存しないところは、記憶喪失者であるということですが、そして、公文書がきちんと保存されていない、そういう社会は民主主義社会からかけ離れた生活を余儀なくされている社会であると思っております。

これは、沖縄に関するわが国と米国との密約の問題ですが、これも、あと二、三年たつてしまつと完全に日本人の意識の中から忘れ去られていくでしょう。でも、そういうことがあつていいのかどうか、その結果で、今、沖縄の人たちが苦しんでいるのです。沖縄にだけ日本の軍備の犠牲を強いていいのかどうか、これも考えなければならぬ問題だと思ひます。一番いいのは、私は、東京湾を埋め立てて、あそこに米軍を誘致したらいいだろうと思つてゐるのです。近くに立川も厚木もあるのですから。ところが、日本の政府にはそういう発想が出てこないのです。あるいは、もし必要であるならば、羽田の飛行場をもうちょっと広げて、成田に米軍を誘致したらどうですか。でも、なかなかそうはいかない。結局は、最初に貧乏くじを引いたところにみんな押しつけておいて、あとはみんな知らんぷりしてゐます。あげくの果てに、私はこの記事を見て驚いたのですが、この新聞にはこう書いてあるのです。「ない物はなにかから仕方がない、それでいいじゃねえか」と。だれが言ったのかはわからないけれども、国の役人がそう言つてゐる

のです。幾らさがしてもない、けれども、もとはあつたのです、それは認めてゐるのです。似たようなことが、我々の日常生活に、これだけが問題ではなくして、いっぱいあるのではないかと思ひます。

まさに、そういう意味で公文書は危ないと思つております。公文書を守るのは公務員だけではないのです。市民の方も声を大にして公文書を守るといふ運動を展開しないと、危ないですよ。皆さんの生活が脅かされます。

ちゃんとまとまつた話をできないのですが、私の限られた藤沢での文書館でのお話、まさに失敗談であります。でもその失敗をこの札幌ではしてほしくない。本当に日本の公文書館のモデルをここ札幌でつくつていただきたい、私は切にそれを願つております。そして、札幌の公文書館が、ああ、よかつたな、本当に市民のためになつたんだということをも市民の方々に感じていただきたい、そして、市民の手でそれを育てていつていただきたい、それを切にお願いして、私のつたない話を終わらせていただきます。

本当にご清聴をありがとうございました

(元藤沢市文書館長)